

〔商品概要説明書〕

「J Aこまち特別金利定期貯金（こまちゃん定期貯金）」

（平成30年2月1日現在 適用中）

1. 商品名 (愛称)	・ J Aこまち特別金利貯金 (愛称) こまちゃん定期貯金				
2. 募集期間	・ 平成30年2月1日から平成30年5月31日まで				
3. 販売対象	・ 個人				
4. 対象商品	・ スーパー定期貯金〈単利型〉				
5. 預入期間	・ 1年（自動継続）				
6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 50万円以上（新規） ・ 1円単位				
7. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。				
8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。初回満期日以降は、自動継続時の店頭表示の利率を、当該満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。 ・ 20.315%（国税15.315%，地方税5%）※の分離課税 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・ 金利は店頭のチラシに表示しています。				
9. 手数料	—				
10. 付加できる特約事項	・ 当該貯金は総合口座の担保とすることができます（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率）。 ・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。				
11. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">預入期間が6か月未満の場合</td> <td style="text-align: center;">解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">預入期間が6か月以上1年未満の場合</td> <td style="text-align: center;">約定利率×50%</td> </tr> </table>	預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×50%
預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率				
預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×50%				
12. 貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。				
13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融共済部貯金運用課（電話：0183-78-2223）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県 J A バンク相談所（電話：018-864-2030）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部貯金運用課または秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p style="text-align: center;">仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p>				

詳しくは窓口にお問い合わせください。